

経営支援 NPO クラブ 役員報酬規程

2013 年(平成25年)11 月

第1条(本規程の目的)

この規程は「特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ」(以下本クラブという)の定款第21条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要事項を定めることを目的とし、特定非営利活動法人に関する法律の規定に基づき定めるものとする。

第2条(定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する日当、交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条(報酬の支給)

この法人は、運営内規に定める会員としての通常サービス及びその他サービス等の遂行に対する謝金・日当の支給以外には、役員職務執行の対価として報酬を支給しない。

以上

特定非営利活動法人 経営支援 NPO クラブ
従業員就業規則

平成 28 年 1 2 月 2 日

平成 30 年 5 月 1 1 日 (改訂)

(目的)

第 1 条 この就業規則は、特定非営利活動法人経営支援 NPO クラブ（以下、法人）の事務局業務に従事する従業員の、労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

(服務の遵守)

第 2 条 従業員はこの規則を遵守し業務上の指示命令に従うとともに、誠実に自己の業務に専念し、互いに協力して職場の秩序を維持しなければならない。

(採用手続き及び提出書類)

第 3 条 法人は、就職を希望する者の中から選考して従業員を採用する。新たに採用した者については、採用の日から 3 ヶ月間を試用期間とする。また、法人が指定する書類を法人の指定した日までに提出しなければならない

2. 前項の規定に基づき法人に提出された書類は、賃金その他の処遇の決定、租税、社会保険その他の関係法令に基づく手続き、雇用管理の目的のために利用する。

(労働時間及び休憩時間)

第 4 条 所定労働時間は、1 週 30 時間、1 日 6 時間とする。

2. 前項の定めにかかわらず、業務上必要あるときは労働基準法の定めるところにより、1 ヶ月を平均して 1 週の労働時間が 30 時間を超えない範囲内で、特定の週において 30 時間を、特定の日において 6 時間を超える、1 ヶ月単位の変形労働時間制による勤務をさせることがある。
3. 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする、但し、業務の都合その他やむを得ない事情によりこれらを繰り上げ又は繰り下げることがある。

始業	10 時 00 分
終業	17 時 00 分
休憩時間	12 時 00 分から 13 時 00 分まで

(休日)

第 5 条 休日は次のとおりとする。

- (1) 法定休日 日曜日
- (2) 法定外休日
 - ①国民の祝日（法律による振替休日を含む）
 - ②土曜日
 - ③その他法人の定める日（年末年始等）
2. 法人は、業務の都合によりやむを得ない場合には、あらかじめ前項の休日と他の日を振り返ることがある。

(時間外及び休日労働)

第6条 法人は、業務の都合により、第4条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。

(休暇)

第7条 法人は、従業員より休暇取得の申し出があった場合、業務上支障がないかぎり休暇を与えるものとする。但し、休暇日は無給とする。

(賃金の種類)

第8条 賃金の種類は次のとおりとする。

- (1) 基本給： 本人の能力、経験、職務内容を考慮して付表①により各人別に日給で定める。
但し、パートタイマー等については時間給制とし、その額は適宜定める。
- (2) 通勤手当： 通勤に要する実費を支給する。

(割増賃金)

第9条 割増賃金は次の算式により計算して支給する。

- ① 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）
基本額÷1日所定労働時間×1.25×時間外労働時間数
 - ② 休日労働割増賃金（第5条に定める休日に労働させた場合）
基本額÷1日所定労働時間×1.35×休日労働時間数
 - ③ 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）
基本額÷1日所定労働時間×0.25×深夜労働時間数
2. 時給者の割増賃金を計算する場合は、第1項の算式の「基本額÷1日所定労働時間」を「時給額」と読み替えて算定する。

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、原則として1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

(賃金の計算期間及び支払日)

第11条 賃金は毎月25日に締め切り、毎月月末日に支払う。但し、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。

(賃金の支払いと控除)

第12条 賃金は、従業員に対し通貨で直接その全額を支払う。但し、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税、住民税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料
- (3) その他、法人と従業員との間で個別に書面協定により控除するとしたもの。

(賃金の改定)

第 13 条 基本給の改定は、原則として毎年の 4 月に行うこととし、改定額については法人の正味財産増減額及び従業員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

(定年及び退職)

第 14 条 従業員の定年は原則満 70 歳とし、定年に達した日の直後の給与締切日をもって退職とする。

2. 期間を定めて雇用した者の契約期間が満了したときは退職とする。
3. 従業員が自己都合により退職しようとするときは、少なくとも 1 ヶ月前迄に退職願を提出しなければならない。

(懲戒)

第 15 条 従業員が諸法規並びに本クラブ諸規定に反する行為をなす等により、本クラブの名誉、信用を毀損し、また本クラブに損害を与える等した場合は懲戒処分を行う。懲戒処分は事務局にて理由を付した処分案を作成し、理事会に上程し、理事会でこれを検討、処分を決定し、理事長名にて書面により処分を通知する。懲戒処分の種類はその行為の内容、結果の影響等により次の通りとする。

- (1) 嚴重注意（戒告）
- (2) 減給（10%～30%以内、1 ヶ月～3 ヶ月以内）
- (3) 解雇

(解雇)

第 16 条 前条によるものの他、従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇するものとする。

- (1) 精神または身体に障害があるか、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないとき
- (2) 協調性がなく、注意、指導しても改善の見込みがないと認められるとき
- (3) 勤怠不良で改善の見込みがないと認められるとき
- (4) 業務能率が著しく劣り業務の習得の見込みがないとき
- (5) 事業の縮小その他法人のやむを得ない事由がある場合で、かつ他の職務に転換することができないとき
- (6) やむを得ない事由により、事業継続が不可能となり雇用を維持することができなくなったとき
- (7) 法人の指示命令等に違反する重大な行為があったとき、又は服務に違反したとき
- (8) 私生活上の非行又は犯罪等の非違行為があり、法人の従業員として適格性がないと判断されるとき
- (9) その他この規則に違反し、又は非違行為を繰り返し、あるいは前各号に準ずるやむを得ない行為及び事情があったとき

(解雇予告)

第 17 条 法人は前条の定めにより従業員を解雇する場合は、労働基準法第 21 条第 1 号から第 4 号に定めるものを除き、30 日前に本人に予告し、又は平均賃金の 30 日分に相当する予告手当を支給する。

2. 前項の予告日数については、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。

付表① 基本日給表

1級	8,000円	能力が高い者
2級	6,000円	能力が普通の者

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ	事業年度	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
-----	-------------------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
中小企業支援事業	97,010,533円
講演会事業	3,336,985円
受取会費	1,828,750円
受取寄付金	3,593,023円
受取利息・雑収入	21,542円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	105,790,833円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
日本政策金融公庫	10,000,000円
	円
	円
	円
	円
合 計	10,000,000円

(3) その他

なし

別紙明細 : 役務の提供(施設の利用等を含む)

役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額(円)	その他の取引条件
支援先企業への顧客の紹介・確保、業務委託先が行う「受発注商談会」への発注企業の招聘・立会・評価の一環業務、講演会その他業務	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	7,957,271	日当 ・顧客紹介等 2,000円 ・上述以外の役務 2,000円 ・内部会議 1,000円 謝金 ・顧客紹介等 3,000円
事務局業務	同上	1,100,284	事務局日当、謝金 ・7時間につき 5,000円
公的機関等からの受託業務	同上	325,000	謝金 ・業務委託契約による
講演会講師	同上	733,479	謝金 ・顧客からの受取謝金の50%
支援先企業への顧客の紹介・確保、業務委託先が行う「受発注商談会」への発注企業の招聘・立会・評価の一環業務、講演会その他業務	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	20,446,601	日当 ・顧客紹介等 2,000円 ・上述以外の役務 2,000円 ・内部会議 1,000円 謝金 ・顧客紹介等 3,000円
事務局業務	同上	851,327	事務局日当、謝金 ・7時間につき 5,000円
公的機関等からの受託業務	同上	3,870,000	謝金 ・業務委託契約による
講演会講師	同上	759,447	謝金 ・顧客からの受取謝金の50%
経費精算システム調査	平成31年4月25日	32,400	
HP改訂	平成31年4月25日	5,400	
経費精算システム改修	令和1年7月30日	43,200	
メルマガ配信	令和1年8月29日	46,440	
経費精算システム改修	令和1年8月29日	8,640	
SSLサーバ照明	令和1年11月28日	40,700	
WEBレンタルサーバ利用料	令和2年1月30日	53,460	
システム保守・サイトレポート	平成31年4月25日 ～令和2年3月31日	418,560	

31/3期 役員/会員への報酬(日当・謝金・講演会費用)

役員名												
	事業日当	日当(ドゥ、いわき、日立)	謝金一般	日当一般	謝金課税済	講演会費用	謝金	石川町農伯	仙台市PJ	謝金(ドゥ、いわき、日立)	謝金小計	合計
	278,000						77,500				77,500	355,500
	446,000					3,000	90,250	230,000			320,250	769,250
	393,000					10,000	222,000				222,000	625,000
	305,000	6,000				45,000	123,500			9,000	132,500	488,500
	368,000					157,810	365,190				365,190	891,000
	99,000		217,500	285,400							0	601,900
	96,000		220,765	376,619		6,000		15,000			15,000	714,384
	478,000					78,175	334,825				334,825	891,000
	336,000	7,000					189,000			9,000	198,000	541,000
	276,000	2,000				89,000	225,000			1,000	226,000	593,000
	359,000	2,000				328,494	105,506			1,000	106,506	796,000
	526,000						332,000				332,000	858,000
	310,000						128,000				128,000	438,000
	111,000						65,000				65,000	176,000
	207,000					10,000	96,500				96,500	313,500
	110,000					2,000	85,000				85,000	197,000
	390,000					4,000	312,000				312,000	706,000
	81,000								80,000		80,000	161,000
役員合計	5,169,000	17,000	438,265	662,019	0	733,479	2,751,271	245,000	80,000	20,000	3,096,271	10,116,034
正会員合計	11,914,459	258,000	168,073	683,254	10,000	759,447	8,020,142	1,295,000	2,575,000	244,000	12,134,142	25,927,375
												0
社外					5,388	187,294						192,682
												0
総合計	17,083,459	275,000	606,338	1,345,273	15,388	1,680,220	10,771,413	1,540,000	2,655,000	264,000	15,230,413	36,236,091

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし		
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
4名	3,486,798 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
	なし			0円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	合 計			0円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
. .	なし	0円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤	
㉓	30年4月1日~31年3月31日		18人	0人	0%	0人	0%
㉔	年月日~年月日		人	人	%	人	%
㉕	年月日~年月日		人	人	%	人	%
㉖	年月日~年月日		人	人	%	人	%
㉗	年月日~年月日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input type="checkbox"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		18人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職 名	統 柄 等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
山口 浩利		理事		○						就任 2018/7/1
宇野 一雄		理事		○						就任 2014/7/1
助川 英治		理事		○						就任 2014/7/1
多田 泰夫		理事		○						就任 2012/7/1
萩原 一夫		理事		○						就任 2012/7/1
吉田 仁		理事		○						就任 2014/7/1
林 正弘		理事		○						就任 2016/7/1
手塚 昂宏		理事		○						就任 2016/7/1
長 和雄		理事		○						就任 2016/7/1
多賀 每成		理事		○						就任 2016/7/1
宮崎 清		理事		○						就任 2016/7/1
古賀 明郎		理事		○						就任 2018/7/1
谷 文彦		理事		○						就任 2018/7/1
中谷 兼武		理事		○						就任 2018/7/1

山本 章博		理事	○						就任 2018/7/1
柴田 勝		監事	○						就任 2018/7/1
関口 清		監事	○						就任 2018/7/1
永井 隆二郎		監事	○						就任 2008/7/1

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計王 (ソフト) ルーズリーフ保管	週3日	7年
現金出納帳	エクセル使用	毎日	7年
総勘定元帳	会計王 (ソフト) ルーズリーフ保管	週3日	7年
貸金台帳	エクセル使用	月1回	7年
入金伝票	単票	都度	7年
出金伝票	単票	都度	7年
振替伝票	単票	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ	フリック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類	レ
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 経文機NPOクラブ
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊟ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄
事業年度	設立年月日

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 経営支援NPOクラブ	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。